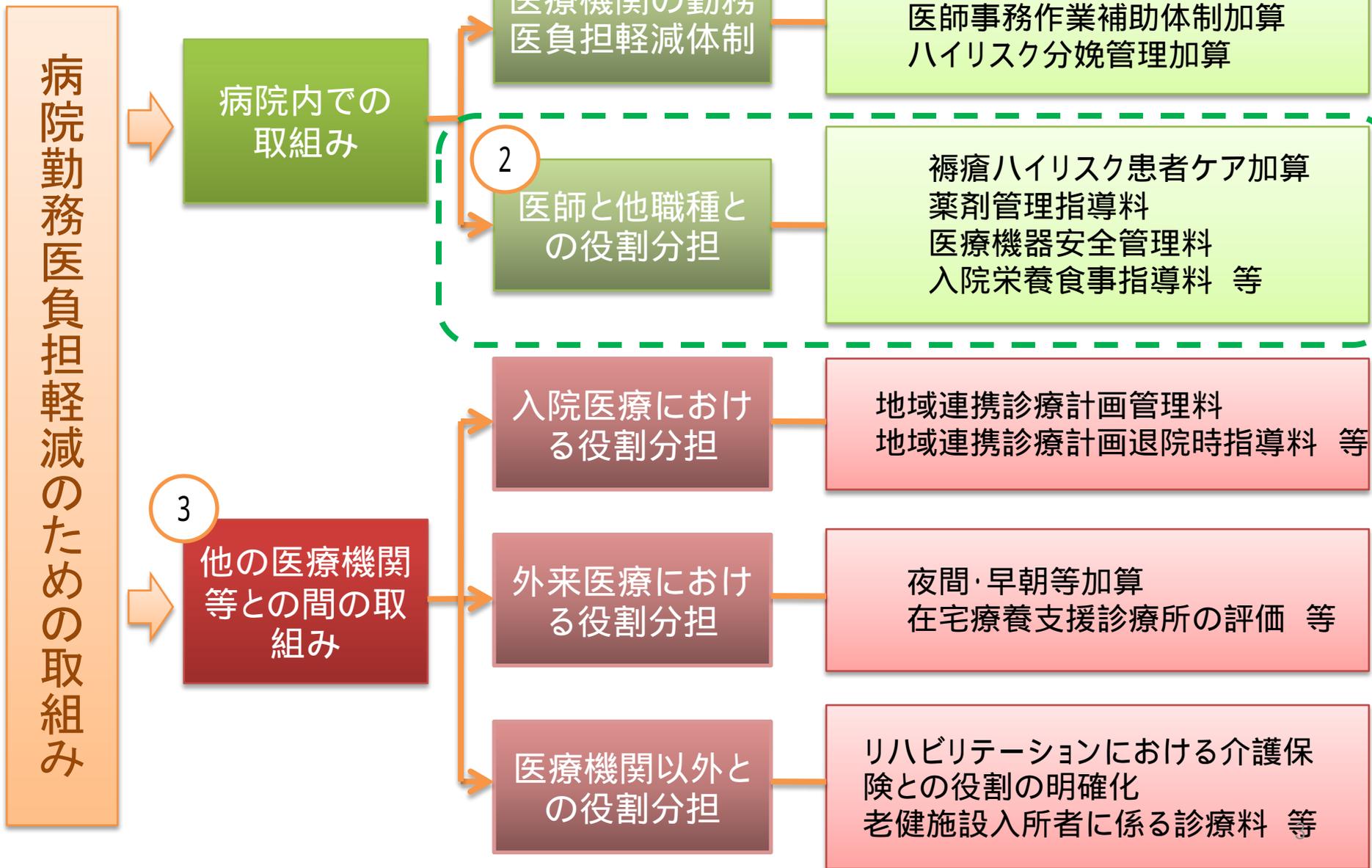


病院勤務医の負担軽減のための考え方（現状）



医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について

(医政発1228001号 平成19年12月28日)

助産師

医師との緊密な連携・協力関係の下で、正常の経過をたどる妊婦な母子の健康管理や分娩の管理
妊産婦検診や相談及び院内における正常分娩の取り扱い

医師

看護職員

薬剤の投与量の調節
静脈注射及び留置針によるルート確保
救急医療等における診療の優先順位の決定
療養生活全般において、医師の治療方針や患者の状態を踏まえた対応
慢性疾患患者に対する療養生活の説明

薬剤師

病棟等における薬剤の在庫管理、ミキシング、与薬等の準備を含む薬剤管理、点滴薬剤等のセッティング等

臨床工学技士

医療機器の管理

臨床検査技師

採血・検査についての説明

医師事務作業補助者

診断書、診療録及び処方箋の作成
医師が最終敵意に確認し署名することを条件に、事務職員が医師の補助者として記載を代行することも可能。
主治医意見書の作成
診察や検査の予約
医師との協力・連携の下、医師の補助者としてオーダリングシステムへの入力代行

事務職員、看護補助者等

院内の物品の運搬の運搬・補充
診療報酬請求書の作成
書類や伝票類の整理
入院時の案内
入院患者に対する食事の配膳

業者等

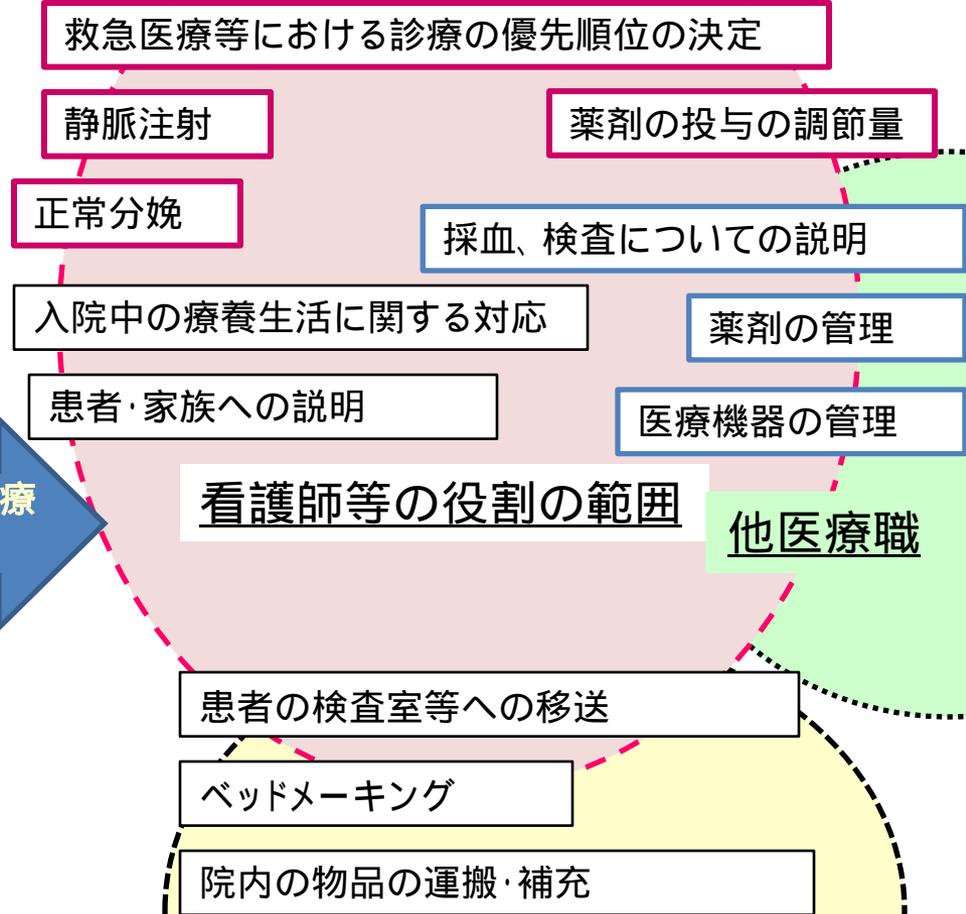
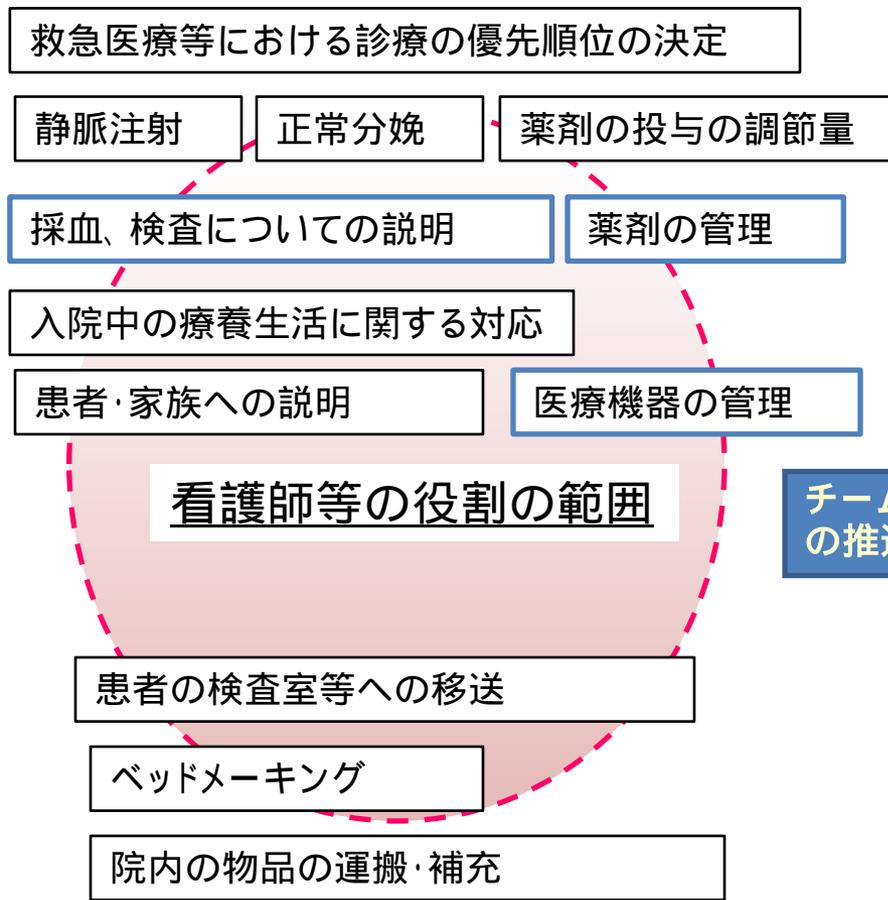
ベッドメイキング
退院後の空きベッド及び離床可能な患者のベッドのベッドメイキング

医師と看護師の役割分担について

看護師等の業務内容の変化のイメージ

(医師及び医療関係職種と事務職員等との間等での役割分担の推進について)

【従来】



看護師等の役割の範囲

印は、患者の状態を総合的に判断し、看護職員か看護補助者のいずれかが行